

平成31年 2月 9日

社会福祉法人 恵心会 行動計画（第5回）

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日 ～ 平成33年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間中に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員：育児休業又は子の看護休業の取得を計画期間中に
1人以上取得すること。
女性職員：育児休業の取得率を80%以上にする。

<対策>

- 平成31年 4月～ 職員に対し、育児休業制度内容についての周知

新規採用職員及び中途採用職員に対し、法人の就業規則等の研修会を行う

目標2：年次有給休暇の時季指定義務を踏まえ、計画的な休暇取得を促進し、取得日数の水準を上げる。

<対策>

- 平成31年 4月～ 年次有給休暇の計画的な取得に向けて各部署で調整を行い実施する
- 平成31年10月～ 年次有給休暇の取得実績を調査し、計画的に取得されているかの確認を行う
- 平成32年 3月～ 年間を通し取得実績の調査を行い、職員へ周知。
次年に向けて更に取得日数の水準を上げられるよう協議を行う

目標3：職場内託児所の継続と事業改善等。

<対策>

- 平成31年 4月～ 利用対象職員の把握と周知
現状の問題点を把握し改善を図る